

## 滋賀県防災会議条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の理由

滋賀県防災会議の審議等に多様な主体が参画できるようにすることで、防災対策の充実を図るため、滋賀県防災会議条例（昭和37年滋賀県条例第37号）の一部を改正しようとするものです。

### 2 改正の概要

(1) 滋賀県防災会議の委員の定数を次のとおり改めることとします。（第2条関係）

ア 知事の部内の職員のうちから指名される委員 14人以内（現行14人）

イ 市町長および消防機関の長のうちから任命される委員 4人以内（現行4人）

ウ 指定公共機関または指定地方公共機関の役員または職員のうちから任命される委員 22人以内（現行20人）

エ 自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから任命される委員 17人以内（現行4人）

(2) この条例は、公布の日から施行することとします。

(3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

滋賀県防災会議条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略                      (委員および専門委員)</p> <p>第2条 委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 法第15条第5項第5号に掲げる者である委員 <u>14人</u></p> <p>(2) 法第15条第5項第6号に掲げる者である委員 <u>4人</u></p> <p>(3) 法第15条第5項第7号に掲げる者である委員 <u>20人</u></p> <p>(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者である委員 <u>4人</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>	<p>第1条 省略                      (委員および専門委員)</p> <p>第2条 委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める人数とする。</p> <p>(1) 法第15条第5項第5号に掲げる者である委員 <u>14人以内</u></p> <p>(2) 法第15条第5項第6号に掲げる者である委員 <u>4人以内</u></p> <p>(3) 法第15条第5項第7号に掲げる者である委員 <u>22人以内</u></p> <p>(4) 法第15条第5項第8号に掲げる者である委員 <u>17人以内</u></p> <p>2～4 省略</p> <p>第3条以下 省略</p>